

起業家の負担軽減に向けた
定款認証の見直しに関する検討会
第7回会議 議事録

第1 日時 令和6年3月21日(木) 自 午前10時30分
至 午前11時45分

第2 場所 法務省3階302会議室

第3 議事 起業家の負担軽減に向けた定款認証の見直しに関する意見交換

(次のとおり)

議 事

○佐久間座長 起業家の負担軽減に向けた定款認証の見直しに関する検討会の第7回会議を開催いたします。本日はご多忙の中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本検討会は、本日が最終回となりますが、本日の議事といたしましては、まず事務局から、本年1月の議論の取りまとめを踏まえた今後の検討の進め方について報告してもらいます。その後、委員による意見交換を行います。

まずは、事務局から、今後の検討の進め方や法務省で並行して進めている運用改善策について説明をお願いします。

○遠藤室長 それでは、事務局から佐久間座長より言及のあった2点についてご説明します。

まず、今後の検討の進め方についてですが、その前提として、本年1月の検討会の議論の取りまとめを資料6として、その概要を事務局において整理した3枚の資料を資料7としてお配りしています。

資料7の1枚目は、議論の取りまとめの「第1」と「第2」にあたる総論的事項の概要を整理したものです。2枚目は、中心にご議論いただいた「モデル定款の導入の是非」及び「面前確認手続の見直しの是非」の概要です。3枚目は「その他の改善点」と「今後の取組の在り方・フォローアップ等」についてです。

法務省としましては、今後、この議論の取りまとめでお示しいただいた内容に沿って、実務的、技術的な観点からの検討を進めてまいりたいと考えております。

そのために考えられる検討枠組みの概要を1枚にまとめましたので、本日机上配付しております。右肩に「暫定版」とありますとおり、あくまで、現時点での想定という位置づけのものです。本日は検討会の最終回ということで、委員の皆様方に意見交換をお願いしますが、今後、会議体を設置する民間研究機関や政府内の関連部署等とも調整をしながら、具体化していくこととなりますので、本日時点では未確定かつ検討途上の案となります。こういった性質の資料でございますので、本日の会議後も、本資料については当面公表することは予定しておりません。次の検討枠組みが固まるまでは、委員の皆様方のお手元限りということで、ご配慮を賜ればと存じます。

まず、検討課題については、本検討会の議論の取りまとめの内容を前提に、その実現に向けて、制度、技術の両面から、専門的、実務的な検討分析を行い、新たなスキーム、サービスの実装等を目指すとのことで、モデル定款を作成可能とするシステムの策定や面前確認手続に代替する意思確認手段といった点を中心的に検討することになると考えております。なお、対象となる会社法人としては、本検討会の議論の取りまとめでも基本的方向性をお示しいただいておりますが、特にスタートアップとして想定されるような小規模・簡易・非公開の株式会社を想定しております。一般社団法人及び一般財団法人については、法人としての性質や会社における活動内容、法人における定款の位置づけが株式会社とは異なると考えられることから、検討対象には含めないこととしてはどうかと考えております。

そして、具体的な検討枠組みについては、より広く専門的な議論を行うため、民間研究機関に会議体を設置し、制度面、技術面の双方から検討分析を行うこととし、そのための検討会の構成員については、こうした検討分析を行うのに適した専門家、実務家にお集まりいただきたいと考えております。とりわけ、本検討会にヒアリングの形で参画いただき

ましたデジタル技術や民間サービスに知見を有する事業者には、今後の検討体制では、技術面の専門家としてメンバーに加わっていただき、技術面、制度の両面での検討を充実させていきたいと考えております。なお、議論の進めやすさ等の観点から、今後の検討のロジスティクスは民間研究機関にお願いをすることになると考えていますが、議論については、当然ながら法務省民事局も構成員として参加し、内容に積極的にコミットすることを予定しております。

また、スケジュールについては、制度所管省庁の立場としては、この春から1年程度で成果を出すことを想定しておりますが、会議体を設置する民間研究機関や政府内の関連部署とも調整をしながら、新たな検討枠組みの中で、具体的なスケジュールを設定していければと考えております。以上が、新たな検討枠組みとして、事務局が想定している内容でございます。後ほど、委員の皆様方からご意見を賜りたいと存じます。

最後に、本検討会と並行して、法務省と日本公証人連合会で取り組んでいる運用改善策に関し、参考資料16をお配りしております。具体的には、2つの原則と銘打っております。まず、48時間原則です。定款作成支援ツールを公開するとともに、これを用いて作成された定款案につき48時間以内の迅速処理を東京都と福岡県で試行しております。もう1つが、ウェブ会議の利用拡大を目指したウェブ会議原則です。これらの取組は本検討会でご議論いただいた制度的な検討と直接結びつくものではございませんが、参考までに紹介させていただきます。詳細は参考資料16及びこれに添付された2枚のリーフレットをご覧くださいと存じます。事務局からの説明は、以上です。

○**佐久間座長** それでは、意見交換に入ります。本日はテーマを設定しているわけではございませんので、ご質問やご意見があれば、ご自由にご発言いただければと存じます。いかがでしょうか。原田委員お願いします。

○**原田委員** 事務局から説明いただいた内容に関し、今後、検討会の議論の取りまとめに従って、専門家による実務的な検討を進めるという方針に賛成したいと思います。

ただし、今後、起業家の負担軽減を図るため、会社設立手続を簡易化、迅速化するとの方向性には賛成いたしますが、実務家の立場からこれまでも申し上げてきたとおり、専門家や公証人による助言、サポートが必要な起業家は少なくないということを改めて申し上げておきたいと思います。起業家の中には、株式会社を設立することの意味や定款の内容について十分理解していない、誤解されている方が少なくありません。こういった起業家が起業後に大きな不測の負担を被ることがないように、専門家や公証人の助言、サポートを受けられる環境、体制は必要だと思えます。

また、先ほどの事務局からの説明にもありましたが、本検討会ではこれまで小規模・閉鎖的な株式会社を念頭に議論してきました。一般社団法人や一般財団法人を設立する際にも定款認証が必要とされておりますが、これらの法人は株式会社とは異なり個別性が非常に強いので、株式会社と同様にモデル定款を活用するようなことは考えられないと思えます。そうしますと、今後の検討においても、とりわけスタートアップとして想定されるような小規模・閉鎖的な株式会社を対象とした負担軽減策について検討すべきであり、最終回のこの場でこの点は確認してもらいたいと思えます。

○**佐久間座長** ありがとうございます。原田委員からご指摘いただいたことに関連して、皆様方のご意見を伺いたい点がございます。

一般社団法人及び一般財団法人の扱いについてです。一般社団法人及び一般財団法人も議論から排除されているわけではないのですが、本検討会の目的に鑑み、これまで専ら株式会社について議論してまいりました。原田委員からご指摘がありましたとおり、一般社団法人及び一般財団法人については、株式会社とは異なる事情が多々あることから、直ちに今回の議論の取りまとめを適用すべきだとはしないという方向でよいか、ご意見を承りたく存じます。原田委員からは、一般社団法人及び一般財団法人を株式会社と同様に考えるべきではないとのご意見をいただきましたが、反対に、一般社団法人及び一般財団法人についても、議論の取りまとめの方向に沿って、すぐに検討を開始すべきとお考えの方はおられるでしょうか。一般社団法人及び一般財団法人については、別ということによろしいでしょうか。神作委員お願いします。

○**神作委員** 佐久間座長のおっしゃるとおりと存じます。一般社団法人及び一般財団法人については、そもそもこれまで射程外としてきておりますし、これまでも申し上げてきたとおり、定款認証制度は、各法人の設立手続の重要な連鎖の1つであり手続全般の中で検討すべきことから、特段のニーズがなければ、株式会社以外の法人について見直す必要はないものと思います。

○**佐久間座長** ありがとうございます。関委員お願いします。

○**関委員** 負担軽減という趣旨からすると、一般社団法人等についても定款認証に係る負担の軽減を検討してもいいのではないかと思います。本検討会や後継の実務検討会の射程からは外していいかもしれないですが、将来的なスコープには入れて、引き続き検討すべきであると思います。

○**佐久間座長** ありがとうございます。関委員のご意見を承った上で、この議論の取りまとめに関しては、あくまで株式会社に限ることによろしいでしょうか。

(異議なし)

ただいま確認した点は、議事録に残したいと思います。

引き続き、自由にご意見をいただければと存じます。神作委員お願いします。

○**神作委員** 事務局から説明いただきました実務検討会の立ち上げについて、資料に記載されている趣旨、目的、検討枠組み、検討スケジュールの方向性で進めていただくことは大変結構なことであると思います。

本検討会に出席させていただいて印象深かったのは、前回の検討会において、面前確認手続について、デジタル技術を用いることによって機能的に同等あるいはより柔軟かつ効率的に本人確認や意思確認を行うことができる可能性があることを学びました。ぜひ、技術に精通した方々を今後の検討体制のメンバーに加えていただいて、技術的な観点からより良い制度、実務運用に向けた検討を進めていただくことが非常に重要であると思います。

その点に関連して、質問とコメントをさせていただきます。まず1点目は、実務検討会は1年間を目処に検討を進められるとのことですが、技術の進歩に応じて、更なる見直しが見込まれるのかどうかというご質問です。2点目は、コメント、お願いです。これまでの議論からして、モデル定款はシンプルな形になると推測していますが、モデル定款を利用したファストトラックで定款認証を受ける場合には、その後に定款変更をすることが可能である旨を注意書きとして付していただきたいと思います。事業を開始した後に、より適切な定款に変更することが可能であり、その手続には公証人の認証は不要であることに

ついて、注意書きを付していただく。つまり、あくまでモデル定款は最終形ではないことが分かるようにしていただけるとありがたいと思います。

○佐久間座長 ありがとうございます。事務局からお願いします。

○藤田課長 1点目の技術の進展に伴う更なる対応については、非常に重要なご指摘であると思う一方、確たる答えが難しい質問でもございます。本検討会の取りまとめにおいても、技術の到達点や今後の更なる可能性を踏まえた対応が不可欠であることはご指摘いただいていますので、後継の実務検討会では、デジタル技術の専門家にもご参加いただいた上で、現状の技術的到達点やその先の可能性もインプットして、いろいろな選択肢を検討していきたいと思います。もっとも、いったんその検討をすれば、その先の5年、10年、何もなくていいということにはならないとのご指摘かと思えます。技術面のフォローアップも、制度の在り方と連携して、引き続き考えていかなければならない問題と思えます。

2点目については、情報提供の在り方の観点からのご意見と理解しました。今回の議論の取りまとめにあるとおり、本検討会ではこの観点から様々な指摘をいただきました。実務検討会では、情報提供の在り方も含めたパッケージでの成果物を目指して検討したいと考えています。

○佐久間座長 他にいかがでしょうか。原田委員お願いします。

○原田委員 民間研究機関に会議体を設けることについて、システムや技術の到達点、利用可能性に関する知見を活かして、具体的なサービスの在り方を検討することになると思いますが、そうすると、自社の技術を評価される立場になる民間事業者が参加することになり、また、業界における複数の民間サービスを比較するといった機微な内容が出てくると思えます。そうすると、この実務検討会の議事を公開するかどうかといった検討会の在り方も改めて考える必要があると思えます。民間の知見をより適切に活かすという観点から、議論をオープンにするのかクローズにするのかということも含め、検討していただく必要があると思えます。

また、民間研究機関に設けた会議体と言っても、法務省や日本公証人連合会にはしっかりと検討の枠組みに参加いただくことが必要だと思えます。官民が連携して検討していくことが重要だと思えます。日本行政書士会連合会としても、しっかりと協力していきたいと考えていますが、メンバーとしては、技術分野と実務により詳しいメンバーにバトンをタッチしていきたいとも考えています。

さらに、今後の検討では、民間サービスの透明性・公平性についても配慮する必要があると思えます。本検討会でも、複数の民間事業者から定款作成支援サービスの状況について説明いただきましたが、定款作成支援サービスの利用自体は無償であっても、実際には、起業後の会計ソフトや業務支援ツール等の有償サービスと結びついている場合があり、すべてのサービスがトータルとして無償で提供されているわけではないと思えます。本検討会では、起業者が安心して軽い負担でスタートアップできる環境を整えることを目的として議論してきましたが、今後、例えば、特定の民間サービスや既存業界のみが後押しされる、メリットを受けるというようなことがない枠組みで、検討の透明性・公平性を確保していただくことが必要だと思えます。

○佐久間座長 ありがとうございます。事務局からお願いします。

○藤田課長 まず、実務検討会についてですが、冒頭の説明にもあったとおり、本検討会の

議論の取りまとめを踏まえた検討分析を行うものですので、法務省も当然議論に入らせていただくことが前提ですし、日本公証人連合会にも協力を求めてまいります。

また、今後の検討が特定の民間サービス事業者、業界のみにメリットが生じることとならないようにすべきという点については、十分留意する必要があると考えています。他方で、定款作成等に関しては、既存の民間サービスの知見の積み重ねがある分野でもありますので、これを効果的に活用することも重要です。最終的には、起業家の負担軽減のために広く関係者でどういった知恵、技術を出せるかについて十分に議論していくことが重要になると思いますので、ご指摘の点についても留意したいと思います。

○原田委員 ありがとうございます。

○佐久間座長 他にいかがでしょうか。関委員お願いします。

○関委員 まず、質問というか確認です。制度・技術の両面から実務的な検討分析を行うための場を作ることは大いに賛成でございますが、最終的な方向性に関して、所要の条件を検討した上で、定款認証を不要とする部分を設ける方向での結論を得るための検討の場だと理解してよろしいでしょうか。これが1点目です。

加えて、ロジスティクスを民間研究機関で行うことはあり得ると思うのですが、とはいえ、法務省にもしっかり結果にコミットしていただくことについて期待してよろしいでしょうか。これが2点目です。

ここからは意見です。制度・技術の両面から検討するというところで、技術に詳しい方が参加することは非常に良いことだと思うのですが、一方で、制度には技術では測れない部分がたくさんあると思います。そこはビジネス的な視点で、しっかり検討できる方も参加すべきだろうと思います。先ほど、技術の進歩の話もありましたが、特定の技術、特定の製品に依存するのはよくないと思います。例えば、例示だとは思いますが、eKYCが挙げられています。その概念が私もよく分からないのですが、現状、公的個人認証という手段も法的に認められ利用されていて、一定の信頼が得られているものと理解しています。特定の製品、技術を有する事業者や専門家からヒアリングの形で意見を聞くのであればいいのですが、そういった方が議論そのものに参加するのは、ややバランスを欠いてしまうおそれがあることを少し心配しております。

○佐久間座長 ありがとうございます。事務局からお願いします。

○藤田課長 1点目の実務検討会の射程についてですが、先ほど説明したとおり、今年1月に本検討会でまとめられた議論の取りまとめを前提として、この内容に沿って検討を行うことに尽きると思います。そういう意味では、関委員からご指摘がありました定款認証を不要とする部分を設けることを目指すのかのお尋ねについては、議論の取りまとめの中にも書いてあるとおり、それも今後考えられる方向性・選択肢の1つとして議論することになると思います。他方で、定款認証の全部又は一部を不要とすることありきかというのと、そうではなく、本検討会で議論されたとおり、定款認証が果たすべき機能を分析的に見ていく必要があるということで、それぞれの機能ごとに代替可能性を検討していくことになります。

それから、2点目の法務省もしっかりコミットすべきとの指摘については、先ほど申し上げたとおりです。当然、検討にコミットしていきますし、後継の実務検討会で決められた方向性、結論については、それに沿って、その後も対応していくことになります。

そして、実務検討会の人選の関係は、これから検討を進めていくところです。

また、ご指摘の eKYC については、これを使うことが前提になっているわけではなく、本検討会での本人確認及び意思確認の代替可能性の議論の中で、デジタルを用いた手法として出たアイディアの 1 つだと認識しています。先ほど関委員がご指摘されたとおり、特定の技術ありきではないという形で検討していくことになると考えています。

○佐久間座長 後藤委員お願いします。

○後藤委員 今後の進め方についてです。制度面と技術面の両方から検討を進めていくこと自体は、非常に結構なことだと思います。私自身、いろいろとご説明を伺って、技術面のことはあまり分かっていないことを実感したところでもあります。技術的に何ができるかが明らかになって初めて、制度面もどこまで踏み込めるのかが検討できると思います。検討の順番は難しいかもしれませんが、技術を見た上で、また制度に立ち返って検討するというのも、非常に有益ではないかと思えます。

先ほど、定款認証が果たすべき役割をどう代替していけるかのお話がありましたが、果たすべき役割と言われているものの中で、例えば、本人確認と意思確認の議論がありました。そもそも意思確認とは何なのか、結局、確定的な答えは出なかったように思います。私は、意思確認という名前で行わなければいけないものは存在しなくなる可能性もあると思っていますが、結局、技術的に何ができるか次第であると思えます。そこも含めた検討をしていただければと考えています。

その上で、先ほどの関委員の指摘とも関連するかもしれないですが、実務検討会という、実務の細かいところを詰めるようにも聞こえます。今、法務省で進めている取組は、法改正などを必要とせずにできる実務運用の改善策として、48時間原則、ウェブ原則というものを行っている、それは非常に結構なことだと思いますが、後継の実務検討会では、現状でできることを超えて、法改正が必要であればそれも視野に入れることを考えていくものと思っています。実務検討会という名称について、私が何か申し上げることではないかもしれませんが、名称によって、すごく小さなものと見られてしまうのではないかとこの点にご留意いただきたいと思えます。先ほどの藤田課長の説明から、会社法を改正して公証人による定款認証を不要とする余地も排除はしないと理解しましたが、その場合はおそらく、この実務検討会を行った後に、法制審議会で審議することになるのだろうとイメージしています。

また、後継の人選はこれから詰めていくとの説明であったと思えます。本検討会は、定款認証に関わっておられる実務家、業界、消費者、研究者の構成で検討してまいりましたが、例えば、デジタル技術を利用した本人確認は他の場面でも広く行われていますので、そことの見合いというか、定款認証がその他の手続と比べてどれくらいの重さとして確認が行われるべきなのかについて検討するには、デジタル関係法を所管するデジタル庁等の詳しい方に加わっていただく必要があると思えます。

また、元々会社法が期待していたかどうかとは別として、現在の定款認証の機能の 1 つとして、FATF の話がありました。結局、この機能をどのように代替できるかが、ネックとして残り続けています。それ自体も、会社法そのものの話ではないのですが、ここをいくら詰めても、結局その機能が残っているので、何も変えられないということになってしまっただけでは意味がないように思います。そちらはそちらで大変な検討をしなければいけな

いのですが、連携をしっかりとさせていただく必要があると思います。

○佐久間座長 事務局からお願いします。

○藤田課長 まず、実務検討会の射程が小さくならないように、誤解を与えないようにという点は、ご指摘のとおりです。射程を小さくする前提で考えているわけではありません。本検討会の議論の取りまとめを踏まえて、次のステージに進む、一步前に進むという意味で、実務と表現しているのご理解いただければと思います。そういう意味で、事務局としては、次の検討枠組みでは、本検討会と同じ議論を繰り返すべきではないと考えています。本検討会では、経済界、消費者、研究者、実務家といった、本当にいろいろな立場の方にご参加いただきましたので、議論の取りまとめの際には、意見が分かれた論点も多くありました。それを乗り越えて、本検討会として取りまとめをいただき、法務省に宿題をいただいている状態ですので、本検討会でお示しいただいた方向性を受け止め、できるものからしっかりと対応していく前提での実務検討会と考えています。

議論の手順については、後藤委員からご指摘があったとおり、後継の実務検討会については、議論によって制度改正の可能性も視野に入ってきます。基本法の改正になれば、法制審議会での審議も当然あり得ると思います。今の段階で出口が決まっていない以上、確たることは何ら申し上げられませんが、一般的な可能性としてはあり得るということになります。

最後に、政府全体における整合性という点です。ご指摘のとおりですので、我々も関係省庁と情報交換、意見交換をしながら、対応を進めているところです。他方で、スピード感という観点も、本検討会では繰り返し求められたところであり、全体的な整合性、整理に徒に時間を要することとなれば、本来のニーズから離れてしまうおそれもあるように思います。必要な情報はインプットして、他方で、スピード感も考慮しつつ、後継体制では議論してまいりたいと思います。

○後藤委員 スピード感は、非常に重要な点であると思いますし、定款認証の議論が進むことで、他の部分の議論が進むこともあると思います。そう言っていただけて、非常に心強く感じています。

また、先ほど、特定の業界や事業者が利益を受けるような形にすべきではないのご指摘がありました。それに対しては、藤田課長の説明を完全にサポートしたいと思っています。公正性はもちろん重要ですが、それによって、起業家の利便性が害されては、身も蓋もない話でありますので、一番重視されるべきは、起業家ができるだけ使い勝手が良い仕組みにすることだと思います。もし、既存のサービスを活用することによって、より利便性が高まるのであれば、それは積極的に使っていくべきだと思います。もちろん、検討会の場で利益誘導のようなことが行われてはならないことはご指摘のとおりと思いますが、それを理由にして、あまり使い勝手の良くないものを作ってお仕舞いにならないようにする必要があります。事務局においてもそのように考えていただいているということで、非常に安心をしているところです。仮に、先行している事業者があったとしたら、もちろん最初はその事業者が使われるのですが、それが合法ということになれば、他にも同様の事業者が出てくるはずで、そういう競争を促進することも考えられると思いますので、あまり抑制的にならずにいければいいと思います。

○佐久間座長 他にいかがでしょうか。増田委員、堀委員、鈴木委員の順にお願いします。

○増田委員 本検討会では、意見の違いがかなりあったと思いますが、委員の皆様方がそれぞれ苦渋の中にありながらもご協力いただいて、何とか議論の取りまとめに至ることができたと考えています。佐久間座長や皆様におかれて、かなりのご苦労があったと推察しています。ありがとうございました。

私は、消費者を守る立場から、デジタル化一辺倒に進むことについての懸念点等をいろいろと発言させていただきました。全部ではございませんが、議論の取りまとめに取り入れていただき、ありがたく思います。

今後の検討では、実務家、専門家の方々に新たなメンバーとなっていただいて、本検討会の議論の取りまとめの内容を実効あるものとなるよう、さらにご検討いただきたいと思っています。

今後の検討では、検討のどこかの段階で、経済界や消費者団体、他の関係団体にヒアリングをして意見を聞いていただけるとありがたいと思っています。

最後に、お願いですが、今回の検討では、デジタルを用いて会社設立の負担軽減を図るという目的で議論が進められてきましたが、会社経営者であっても、デジタルや法律に関する知識、情報が必ずしも十分ではないのが実態です。小規模事業者においては、まだまだデジタル化が十分に取り入れられていませんし、若年者であっても、必ずしも全員がデジタルを駆使できるという状態ではない。中高年の方が早期リタイアして起業するケースも多くあります。事業を行う力があることと、デジタルの力量があることとは、全く別問題です。こういったことにも十分考慮に入れて検討を進めていただくことを希望します。実際にはマイナンバーカードで電子署名をしたことのない国民も多くいらっしゃいます。そういったことを踏まえて、ご検討いただきたいのです。

また、株式会社の発起人、取締役といっても、私どもが消費者相談の相手方と話し合いをする際のやり取りでは、消費者保護法、会社法といった法律について十分な知識があるとは限らないことも多く経験しています。起業家教育として、能力向上や改善をしていく必要があると思います。今後、会社の在り方や信頼の確保という観点からは、こういった実態も念頭に置いた上で更なる検討をしていただくことを希望します。

○佐久間座長 事務局からお願いします。

○藤田課長 まず1点目の消費者団体等からのヒアリングについては、課題の1つとして、後継体制で検討したいと思っています。もっとも、検討会メンバーとしては、本検討会に近い10数名程度が実効的な検討の限界ではないかと考えているところです。1月に議論の取りまとめが公表されてから、複数の民間事業者が関心を示され、問い合わせが来ています。これまではなかったビジネス面からの関心、注目も高まっているところです。しかしながら、いろいろな立場からの希望を可能な限り取り入れようとすると、非常にサイズの大きな会議体となってしまう、議論が進まないことも懸念されます。また、先ほどもご指摘があった議論の専門性や中立性という観点や、本検討会との連続性という観点も考える必要があると思います。

ご指摘の2点目についてです。起業家もいろいろな方がおられることはこれまでもご指摘いただいたところであり、議論の取りまとめにも盛り込まれています。実情やニーズを踏まえて、それに合った対応を検討していきたいと考えています。

○佐久間座長 堀委員をお願いします。

○堀委員 本日が検討会の一旦の最終回とお伺いしました。議論の取りまとめから、その後の実際の運用に向けて、関係各所の皆様方にいろいろと詰めていただいていることについては、感謝を申し上げたいと思います。

その上で、最終回ですので、いくつか申し上げたいと思います。規制改革推進会議のワーキングの中でも本件が取り上げられ、スタートアップ協会等からコメントもありました。スタートアップの負担軽減に向けて、本検討会で一定の成果が出たことについては評価するものの、内容についてはいろいろな声が聞こえてきます。まず、モデル定款については、もう少しスタートアップの意見も聞いて欲しかったとの声があります。IPOを目指す場合には、まずは株懇モデルを参考にするとお考えかもしれませんが、公開されているツールはそれと異なる部分があります。種類株の発行など、資金調達を予定している投資家から見て違和感のない内容としていく必要があると思います。もう少しこういう雛形であれば良かったという声もあります。今後、具体的な意見が取りまとめられれば、ぜひ聞いていただきたいと思います。また、ツールの形式や費用負担については、引き続き課題があるとの声があります。マクロ付きのエクセルをダウンロードする形式ですと、セキュリティ上の問題でダウンロードできない、有効化できない。PDFファイルに電子署名するためには、Adobeをダウンロードする必要があり、費用がかかる。一方で、簡易な手続にもかかわらず、定款認証のコストが変わらないことについて、起業家の更なる負担軽減に向けて引き続き検討を求めたいとの声があります。要望として伝えた上で、ご検討いただけることがあれば、大変ありがたいと思います。

また、今後の検討に向けてですが、eKYC等のデジタル技術に詳しいベンダーからヒアリングされることは良いと思うのですが、eKYCが例示として挙げられてはいますが、必ずしもeKYCが絶対ではないと思います。犯収法上の本人確認についても、JPKI、マイナンバーカードによる確認が行われていることと比較して、eKYCが必須なのかどうか。JPKIで確認すれば十分ではないかとの意見も傾聴に値すると思います。現在行われていることを全てデジタルに置き換えるという発想ではなく、必要なものを選び取っていく。何がふさわしい手続なのかを考えていく。そういう検討会になるといいと思います。例えば、説明動画を提出するという方法についても、アップロード・ダウンロードする必要がある、セキュリティ上の問題がある、手続が重たくなるといった課題があると思いますので、必要性については、よく議論いただきたいと思います。

また、ファストトラックについては、やはりこだわりたいのは、設立登記の完了までどのくらいの時間がかかるのかということです。一連の手続の合理化を引き続き検討いただきたいと思います。

最後に、日本公証人連合会に質問です。1月に議論の取りまとめが公表されて、48時間以内に処理するルートを作っていたのですが、これまでの利用実績はどの程度でしょうか。民間サービス事業者との連携はどの程度進んでいるのでしょうか。また、これまでの3か月で周知は進んでいるのでしょうか。さらに、SEO対策についても気になっています。日本公証人連合会ホームページを拝見しますと、素敵なリーフレットや説明があるのですが、リーフレットがPDFで公開されていますと、検索にかからず勿体ないと思います。例えば、「モデル定款」と検索すると、検索結果の一番上に表示されるような対策もお願いしたいと思いますので、そういった工夫をどの程度されているのか、今後の

ご予約も含めてお伺いしたいです。

○佐久間座長 ありがとうございます。事務局からお願いします。

○藤田課長 ご質問について、事務局からまとめてお答えさせていただき、補足があれば日本公証人連合会からお願いします。

まず、現在、規制改革推進会議における議論も進んでいますので、そちらの検討枠組みでのご指摘も踏まえ、関係省庁とも連携して進めていきたいと思っております。

また、本日ご説明した定款作成支援ツールや、48時間原則について、いくつかご意見をいただきました。スタートアップ等から改善を求める声が届いているとのお話もありましたが、法務省においても、現在、スタートアップ関係団体や、起業家との意見交換等を進めているところです。ご指摘のとおり、現在の内容では物足りないとの意見をいただくこともありますが、コンテンツについてのご指摘・ご意見を頂く中で取り込めることは取り込んでいき、まずは小規模な会社を簡易迅速に作りたいたいというニーズに対応するため、引き続き改善の検討を進めていきたいと思っております。

また、エクセルやPDFに関するご意見もいただきました。民間サービス事業者が既におられる分野ですので、民間事業者と連携して、UI・UXを良くしていくことが重要と考えています。既に民間事業者1社において、自社サービスに今回の定款作成支援ツールを取り込んでいただきサービス提供を開始したと聞いています。そのほか、複数の民間事業者ともご相談しているところであり、民間事業者の二次利用が進んでいけば、より一層利用環境は改善・向上していくと考えています。

また、利用実績についてご質問がありました。定款作成支援ツールは無料でダウンロードの上でご利用いただく仕組みになっています。ダウンロード数は把握しておらず申し上げられないのですが、我々がインキュベーション施設や起業者の方々と意見交換している中では、まだまだ存在が知られていないというのが実感です。役所からの情報はなかなか届きにくいところがありますので、情報発信の在り方を工夫したいと考えています。次に、東京都と福岡県で試行実施している48時間以内処理については、集計が終わっていないため正確な数字は申し上げられませんが、速報値では、例えば東京都で10数件程度の利用があると聞いています。対象となる会社形態が限られているとはいえ、もう少しニーズはあるはずですので、周知広報が課題であると考えています。

ウェブ会議の原則化については、今月から始まったばかりですので、まずは新たな運用をしっかりと行っていくことが重要です。この運用開始に伴い、法務省に初めて、定款認証のオンライン手続に関する相談窓口を設けて対応しているところです。安定した運用ができるまで、フォローをしっかりとしていきたいと考えています。

また、SEOについてのご質問もありました。費用対効果も踏まえて、在り方を検討していきたいと考えています。

実務検討会についてもご意見をいただきました。個別の課題事項の方向性に関してもご意見をいただき、議論の取りまとめの14ページ以降に記載されている面前確認手続の見直しに関するご意見と理解しましたが、議論の取りまとめでは、見直しの方向性を示した上で、いくつかの選択肢が挙げられているところです。次の実務検討のステージで、具体的に実装できるものが何かという点を、技術的な観点を含めて検討していくことになると考えています。

○佐久間座長 鈴木委員お願いします。

○鈴木委員 まず、次の検討ステージは当然に必要であると考えています。本検討会での議論の取りまとめについて、全ての意見が統一されるには至っていないことは理解していますが、それでも相応の時間と労力をかけたものですので、これをベースに、次なるステージを迎える必要があると思います。

そして、今後の議論について、将来的な定款認証制度の廃止の可能性もないわけではありませんが、本検討会の趣旨は、起業家の負担軽減に向けての定款認証の見直しということですので、あくまで見直しを前提とした検討が行われるべきだと思います。

また、この問題は喫緊の課題でもありますので、スピードを持って取り組む必要があります。事務局の説明にもあったように、具体的な実装に向けて、技術面も含めた実務的検討に力点を置いた形で進めていくべきであると考えています。

他方で、制度面での検討も重要ですので、消費者団体や経済団体からもヒアリング等の形で意見を聞きながら、人数的にあまり大きくならない体制でスピーディーな検討を行うべきであると考えています。

加えて、法務省で既に取り組んでいる運用改善策については、現時点ではまだ周知広報が十分でないところがありますが、今後利用が定着していく余地は十分にあると思います。私どもも適切な範囲で利用されるように、協力をしていく所存です。

○佐久間座長 ありがとうございます。事務局からお願いします。

○藤田課長 まず、周知広報についてです。公証人会と連携して進めている運用改善に関する広報はもちろん、本検討会でこのような見直しの議論が行われていることの周知を図ることも重要だと思います。周知広報には、ここにお集まりの皆様方にもご協力いただき、また、今後進められる検討にも関心を持っていただければと思います。

そして、今後の検討のスピード感や検討体制についても、ご指摘のとおりであると思います。他方で、実務的検討を進める上での課題ということになりますと、例えば、サービスの実装・実現にかかるコストの問題もあります。これを国の負担で行うのか、サービスを提供する民間事業者や利用する受益者が負担するのか、サポートする専門資格者等が負担するのか。そういった点も含めて、いろいろな実務的課題がクリアに出てくると思います。

また、先ほど、複数の委員から、本検討会の議論の取りまとめで言及されたeKYCや動画提供についてのご発言がありました。それぞれがイメージしておられる内容が少し違うようにも感じていて、その点も実務検討会で取り上げるべき課題の1つと考えています。例えば、動画で意思を確認すると言った時に、実際には、どういう業務のフローで、利用者によっていった負担があるものをイメージするか。運用やサービスの具体的内容のイメージを共有しつつ、是非を検討していく必要があります。JPKIに言及される場合にも、あくまで本人確認の手段としておっしゃっているのか、真意の確認まで行おうとしているのか、それぞれ少し意図している内容や観点が異なるようにも思います。そういった違いも含めて、精緻に分析的に検討していくことが、今後の実務的検討の課題になると考えています。

○佐久間座長 梅野委員お願いします。

○梅野委員 議論の取りまとめに至ることができ、大変感謝しております。

まず、今後は、この議論の取りまとめに基づいて、制度、技術の専門家による実務的な検討の段階に進んでいく方向性に賛成します。本検討会で議論を重ね、取りまとめがなされたわけですので、今後は、この取りまとめの内容を前提に、専門家によって、各論の検討を実務的、専門的観点から着実に進めることが重要であると思います。

そして、後継の検討体制については、このような検討を実施するための最新の実務や技術に詳しい実務的なメンバーによることが良いと考えます。法律や技術の専門家として知見を有する方が中心になることはもちろんですが、本検討会で示された方向性を十分に理解していただいた上で、起業家、消費者といった定款認証に関わる方々の声や利害関係にも配慮することが必要と思います。また、先ほどFATFとの関係にも言及がありましたが、マネーロンダリング対策の必要性や背景についてもしっかり理解した上で検討いただく必要があると思います。もちろん、メンバー全員がそうである必要はないかもしれませんが、本検討会での議論の経緯を全く切断して今後の検討が行われることは望ましくないと思います。特に、検討次第で制度改正も視野に入ってくるのであれば、単に技術的専門的観点からのみではなく、様々な利害関係にも配慮した形での検討がされることが望ましいと思います。

なお、この検討会の中では、私から日弁連の意見を紹介させていただきましたが、日弁連が定款認証業務や公証業務に固有の利害関係を有しているわけではありません。あくまでも消費者詐欺、マネーロンダリング等、日弁連が直面している様々な社会的課題を解決するために、これまで日弁連で形成されてきた意見をこの場にも提供させていただくという視点で申し上げてきたつもりですので、その点をご理解いただければと思います。

ここからの発言は全くの私見になりますので、そのような前提で聞いていただければと思います。さて、本検討会に参加する中で、私自身も実際に会社を作ってみようと思いついて、自分で電子署名をするなどして一連の手続を経験してみました。エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキングということがよく言われますが、やはり実態を把握せずして検討を進めていくことはどうなのかという観点から行ってみたものです。その経験を踏まえてお話ししたいと思います。もちろん、私個人の経験にすぎませんので、一般化はできませんが、ご参考までにお話します。

まず、法務省が進められている新たな運用改善の取組を実際に経験しました。私も、ウェブによる面前確認手続を利用して、48時間以内に認証手続を完了してもらったのですが、非常に効率的で、努力されていると感じました。しかしながら、起業家、一般利用者の立場からは、必ずしもシステムが使いやすいものにはなっていないというのが率直な感想です。

感じた課題の1点目は、マイナンバーカードを利用した電子署名です。法務省の所管ではないので、本検討会では議論されていなかったと思いますが、極めて使いにくいと感じました。まずインターネットでカードリーダーを購入したのですが、法務省の申請システムでは使えませんでした。改めて法務省のホームページを見たところ、推薦機種が挙げられていて、それを購入し直しました。しかし、接続をしたらすぐ使えるというものではなくて、何回もフリーズしたり、反応しなかったり、秘書や事務所のIT部門に聞いたり、業者にメールで何度も問い合わせ、やっと使えるようになりました。個別の製品の問題なのかもしれませんが、負荷が非常に重かったです。結局、私だけではなく事務所のリソ

ースを使わざるをえませんでしたのでITリテラシーがそんなに低いわけではなかったと思うのですが、マイナンバーカードを用いて電子署名をすることは、相当にハードルが高いと感じました。こういった実態なので、普通は、電子署名を使った定款認証手続を、自力でやるのではなく、外部のサービスに依頼することになるのでしょう。誰でもパソコンの前に座って一連の手続をデジタルでサクサクできるだろうという状況を想定されていると思うのですが、現状はそうになっておりません。また、電子署名に関しては、堀委員からも指摘いただいたとおり、Adobeの有料ソフトを購入しなければ電子署名ができないので、費用がかかるといった点も指摘しておきます。

次に、登記・供託オンライン申請システムも使ってみました。電子署名ほどではないのですが、使い勝手が悪いところがありました。例えば、ファイル名に31文字という字数制限があって、送信後にエラーは出ないのですが、実は届いていないということがありました。字数制限を超えると弾かれてしまうことを後で知りました。

定款認証の面前確認自体はテレビ会議も利用できますし、問題がなければ10分程度で終わります。しかし、今まで言及したような、面前確認以外に様々な使い勝手の悪いハードルがある。これらの問題を放置したままでは、起業家の負担軽減について議論しても、あまり有益とは思えません。国民目線、ユーザー目線からすると、全体のプロセスを通して使い勝手がいかどうかということが重要だと思います。本検討会で議論してきたことや、次の実務検討会で議論することは非常に重要だと思うものの、そういった全体の使い勝手という観点なくして議論しても、何のために議論をしているのかということになりかねないと思います。この場でこのようなことを言って大変失礼であると承知していますが、システムそのもの、サービス全体を起業家や一般利用者にとって使い勝手の良いものにしていただかない限り、サクサクと手続を進めるといっわけにはいかないだろうと思います。

以上は私の拙い経験に基づくものですので、ぜひとも今後エビデンス・ベースで検討していただきたく、その上でシステム、制度の在り方を見極めていただきたいと思います。これは法律実務家というよりも、コンピュータリテラシーの足りないかもしれない者の視点からの今後の方向性に関する意見です。政府全体で検討し、協力していただくべき課題かもしれません。だからこそ、起業家にとっての負担というこの問題については、定款認証手続だけが障害になっているといった議論をすることは、間違っていると私は思います。様々なハードルがある中での問題ですので、法務省はすごく努力されていると思います。デジタル全体にもう少し取組の幅を広げていただいて、使い勝手のいいものにしていただきたいと思います。

○佐久間座長 ありがとうございます。事務局からお願いします。

○藤田課長 梅野委員から非常に熱量の高いご意見をいただきました。行政サービスを提供している側の立場として、しっかり受けとめなければならないと思います。

ご指摘のとおり、行政サービスにおける電子申請や電子署名の普及・使い勝手の向上という政府全体の課題でもあります。法務省だけで受け止めきれない課題も多いですが、ご指摘いただいたことはしっかり残して、問題意識を持って検討していきたいと思います。

なお、先ほど、今年1月から開始した48時間以内処理の利用実績が10数件と申し上げましたが、実は、その半分程度は、専門資格者を介さずに発起人本人がデジタルで手続をされたケースであると聞いています。そういう意味では、ITスキルが高い起業家も相

当数おられるのも実態だと思いますので、そういう状況も踏まえて検討していく必要があると思います。

そして、今後の検討枠組みについて、様々な利害関係にも配慮する必要があるとのご意見をいただきました。定款認証制度の在り方については、日弁連や経済界を始め、複数の団体からご意見をいただいているところですが、特定の団体の意見、声の大きい意見を前提にして検討を進めることは相当でないと考えています。本検討会での様々な意見を踏まえて到達したものが今回の取りまとめであり、現時点で到達した1つの答えですので、この議論の取りまとめこそが、今後の検討のベースになると考えています。その意味では、様々な利害関係に配慮するというよりは、むしろまずは、今回の取りまとめで示された内容の着実な実現、あるいは検討分析を進めていくことが、次のステージの基本的なスタンスになると思います。今後の検討で、例えばヒアリングやパブリックコメントといった形で、様々な立場の方の意見をフォローすることはあると思いますが、後継体制の基本的な進め方としては、この議論のとりまとめで示していただいた方向性について、実務的にどこまでできるか、実装の可能性の検討を実務的にしていくことが次なるステージの位置づけであると認識していますので、ご理解いただければと思います。

○佐久間座長 他にいかがでしょうか。関委員お願いします。

○関委員 他の委員の発言内容と重複する部分が多々あると思いますが、改めて申し上げたいと思います。

本検討会での議論の取りまとめは、様々な意見が出された中で、それらを整理していただいたものだと思っています。実務検討会では、複数の意見に分かれたものについてどのような方向にすべきかの議論も当然必要となってくるわけで、技術的な話だけでは終始しないだろうと思います。

例えば、面前確認の見直しについて、これが良い悪いと技術面だけで判断できるものではないと思います。ビジネスの視点から、これはやりやすいが、これはやりにくいという判断も当然あるだろうと思います。また、確認すべき内容やレベルがどうあるべきかというバランスも必要ですので、制度的な検討も必要になってくると思います。そういう視点で、メンバー構成について意見を申し上げますと、先ほど、後藤委員から、デジタル庁の参加に関して言及がありましたが、私も、政府全体におけるデジタル原則と整合を図る観点から、デジタル庁にも議論に参加していただきたいと思っています。スピード感も重要だと思いますが、議論に参加いただく分にはスピードを犠牲にすることはそれほどないだろうと思います。

そして、特定の技術、特定の製品を利することのないようにすべきことを先ほど申し上げましたが、その観点からは、個社の利害にとらわれない立場で経済団体も議論に参加すべきだと思います。

最後に、今後の実務検討会で議論する話かどうか分からないのですが、48時間以内で処理される認証について手数料を引き下げる検討もお願いしたいと思います。起業家の負担軽減という観点では、手数料が非常に重要ですので、検討いただきたいと思っています。例えば、東京都と福岡県から全国展開するタイミング等で、手数料の引き下げを検討いただきたいと思っています。

○藤田課長 まず、今後の後継体制のメンバーについては、ご説明差し上げたとおり、これ

から各所と調整をすることになります。本日も様々なご意見をいただいたところで、更に検討させていただきたいと思っております。

そして、手数料の問題は、本検討会でも様々な意見が出されましたし、議論の取りまとめの中にも両論が盛り込まれた内容ですので、議論の場が後継の実務検討会なのか、役所側の検討なのかというところもありますが、次のステップにおいても、制度の在り方に関わる課題としてご指摘があったことは念頭に置いていきたいと思っております。

○佐久間座長 他にいかがでしょうか。では、最後に私から、事務局に確認的なお願いをいたします。本日も様々なご意見があり、事務局からお答えいただきましたけれども、本検討会は、起業家の負担軽減に向けた定款認証の見直しについて、スピード感をもって、しかし充実した議論をしてまいりまして、議論の取りまとめがされるに至りました。

この議論の取りまとめが、今後の検討の確固たる出発点になると理解しておりますので、そのことにくれぐれもご留意いただければと思います。確固たる出発点とは、スタートアップ支援、創業環境の改善、起業家の負担軽減を図るという目的がまずあり、その目的の中で、議論としては、定款認証を不要とする選択肢も含めて様々な考え方があったけれども、とにかく一步前へ進めることについてはコンセンサスが得られた。その上で、その一步を進めるためには、システム、制度、運用上の課題について、必要な調査検討を早急に進めることが、次の段階として必要であるということが取りまとめられた。くれぐれもこの議論の蒸し返しをするようなことにならないよう、次なる実務的検討をしっかりと進めていただければと思います。

さらにその後、もし今後の議論次第で制度改正が必要になるということになりましたら、その制度改正に必要な検討のステップにまた進んでいただくことになると思っております。今回、委員の皆様方に大変ご負担をおかけして取りまとめたものですので、これを踏まえた今後の検討をお願いしたいと存じます。

これをもちまして、本検討会全体を終えさせていただくことといたします。本検討会を締めるにあたり、委員の皆様方から何かご発言がありましたら、承ります。

それでは、長きに渡りまして誠にありがとうございました。最後に、事務局から願います。

○藤田課長 本日も熱心にご議論いただき、ありがとうございました。事務局を代表して、座長を始め委員の皆様方に精力的にご議論いただきましたことに、改めて感謝を申し上げたいと思っております。

それでは、事務連絡がございます。まず、本日中心にご議論いただきました今後の検討枠組みの関係についてです。冒頭に申し上げたとおり、これから関係省庁、関係機関等と調整をしてまいります。立ち上げに向けて慎重に準備を進めてまいりますので、本日議論した内容や配布資料については当面、取扱いに留意願います。

また、本日の議事については、これまで同様、議事録を公開します。議事録公開までの間は、ご自身の発言部分を除いて、対外的に明らかにすることがないように願います。

最後に、本検討会は、本日が最終回になりますが、今後、節目の段階では、皆様方には進ちょく状況をメール等でお知らせさせていただきたいと思っております。引き続き、いろいろなお立場から、応援いただければ幸いです。

○佐久間座長 最後に改めまして、委員の皆様方には、これまでのご協力、誠にありがとう

ございました。心より御礼を申し上げます。

それではこれもちまして、第7回会議を閉会いたします。

—了—